

日薬業発第 385 号  
令和 6 年 1 月 24 日

都道府県薬剤師会 生涯学習担当役員 殿

公益社団法人 日本薬剤師会  
副会長 渡邊 大記

「令和 6 年能登半島地震」における JPALS 認定薬剤師への特別対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会生涯学習支援システム JPALS では、薬剤師認定制度認証機構の認証を取得しており、クリニカルラダー（以下、CL）レベル 5 以上は「JPALS 認定薬剤師」と認定されます。今般の能登半島地震で被災された「JPALS 認定薬剤師」の方について、下記のとおり特別対応を実施いたします。JPALS サイト上でお知らせに掲載するほか、日薬 FAX ニュース等でご案内いたしますが、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

「令和 6 年能登半島地震」で被災された、以下①及び②に該当する「JPALS 認定薬剤師」について、特別対応を実施する。

**【対象】**

- ①「認定期間」が 2021 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の方
  - ②「令和 6 年能登半島地震」において被災され、実践記録提出期限である 2024 年 1 月 10 日までに実践記録の提出数が更新要件である 18 本を満たせなかった方
- ※住所地が被災地でなくとも、帰省等で被災された方を含む

**【申請方法】**

上記①及び②に該当し、提出数不足分の実践記録を JPALS システム上で提出し、JPALS ログイン後画面左下の「お問合せ」より申請（連絡）する。

**【申請期限】**

2024 年 2 月 15 日（木）

※提出不足分の実践記録提出と申請（連絡）ともに 2 月 15 日（木）まで。

以上